

全国労働衛生週間

「目指せよう一萬流 ころろ」とからだの健康職場」をスローガンに、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として第74回全国労働衛生週間が実施されます。

▼期間／10月1日(日)～7日(土)
 □問い合わせ先／釧路労働基準監督署 ☎0154・45・7836まで。

裁判員など経験者との意見交換会

裁判員など経験者との意見交換会は、裁判員など経験者に感想や意見を語っていただく場を設けることにより、裁判員制度について、裁判員など経験者の意見を国民に伝え、国民の関心や参加意欲を高め、不安を解消することなどを目的としています。

▼内容／意見交換会の傍聴および質疑応答
 ▼日時／10月12日(木)13時30分～15時30分
 ▼会場／釧路地方裁判所
 ▼料金／無料

保健所で「こころの健康相談」を行っています

釧路保健所では、1月1日精神科医師による心の相談を行っています。

相談は予約制です。相談日前日の午前中までに予約をしてください。

▼相談日／10月18日(木)14時
 ▼場所／釧路保健所
 □予約・問い合わせ先／釧路保健所健康



生活情報をみなさんにお知らせ!
Information
 インフォメーション

連絡先
 ●役場 ☎482-2191
 ●川湯支所 ☎483-2043

10月は不正軽油防止強化月間です

不正軽油とは、軽油引取税を脱税するために、軽油に灯油や重油を混和するなどした燃料油



全道二階すずらん無料法律相談を開催

北海道弁護士連合会では、「全道一斉すずらん無料法律相談」を開催します。相談は、弁護士がいらない道内市町村で、この秋一斉に開催するものです。法律の問題を抱えている方、まだ法律問題になっていないが心配事があるという方はぜひご相談ください。

法律の知識を身に付けておくことで、重大トラブルを回避で

きるかもしれません。
 ▼日時／10月21日(土)10時～16時(相談時間は1人30分)
 ▼場所／町公民館
 ▼相談料／無料
 ▼相談例／借金問題・離婚問題・相続に関する問題・交通事故・労災・刑事事件・悪徳商法・ご近所トラブル・賃貸借(土地・アパート・マンションなど)
 ▼申し込み方法／10月19日(木)の午前中までに電話で予約してください。

北海道水資源の保全に関する条例に基づく事前届出

この条例は、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるような、道民の総意として制定したものであり、水資源保全地域に指定された区域内で土地取引行為を行う場合、土地の権利者は契約締結の3カ月前までに、その土地の所在地を管轄する総合振興局・振興局に届出が必要で

▼問い合わせ先／北海道総合政策部計画局土地水対策課水資

ドクターヘリ市民講座

第30回日本航空医療学会総会主催による市民講座を開催します。「空飛ぶ救命救急室」ドクターヘリの現場」と題して、地病院として活躍している市立釧路総合病院フライトドクターとフライトナース、ドクターヘリを運航している中日本航空コミュニケーションズスペシャリストによる講演会を予定しております。また、実際活動中のドクターヘリ公開訓練の見学なども予定しておりますので、多くの方の参加をお待ちしております。

▼日時／11月4日(土)ドクターヘリ公開訓練(13時～13時45分)市民講座(14時～15時30分)



赤十字救急法救急員養成講習

日本赤十字社北海道支部釧路市地区では、受講者を募集いたします。

▼講習内容／急病の手当、けがの手当て、運送および救護
 ▼受講資格／赤十字救急法基礎講習終了者の資格(有効期限内)を有し、全日程受講可能な方

▼日程／11月11日(日)9時30分～17時10分・12日(日)9時30分～15時
 ▼場所／釧路赤十字病院4階費用／1,800円
 ▼定員／14人程度
 ▼申込締切／10月31日(火)
 □問い合わせ先／日本赤十字社北海道支部釧路市地区 ☎0154・23・5151まで。

10月川湯屋内温水プールからのお知らせ

がんばれ水泳教室(25メートル泳げる成人)
 ◇日時／6、13、27日 10時30分～11時15分

水中運動教室(成人どなたでも参加できます)
 ◇日時／5、12、26日 10時30分～11時15分

水中アクア(成人どなたでも参加できます)
 ◇日時／4、11、18、25日 10時30分～11時15分

ナイト水中ジョギング教室(どなたでも参加できます)
 ◇日時／6、13、27日 19時～19時45分

親子水泳教室(どなたでも参加できます)
 ◇日時／1、8、29日 10時30分～11時15分

ラッコ水泳教室(町内在住の幼児4歳～5歳まで)
 ◇日時／7、14、28日 10時30分～11時10分

イルカ水泳教室(町内在住の新規小学生対象)
 ◇日時／7、14、28日 11時～11時45分

ジュニア水泳教室(町内在住の小学生対象)
 ◇日時／7、14、28日 11時～正午

フリー教室(町内在住の方)
 ◇日時／1日、4～8日、11～14日、18日、25～29日 13時30分～15時

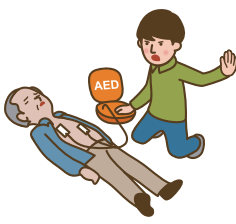
※開館時間
 ・10時～17時(水・木・土・日曜日)
 正午～13時まで換気および消毒のため閉館
 ・10時～20時(金曜日)
 正午～13時まで換気および消毒のため閉館

※10月19日(木)～22日(日)はプール水取替の為、臨時休館日となります。

利用料
 ●小・中・高校生／無料
 ●一般／550円(税込込み)
 毎月第2・4土曜日は無料開放日!

休館日
 ●今月の休館日(2、3、10、15～17、19～24、30、31)

開館時間
 ●10時～17時(水・木・土・日)
 ●10時～20時(金曜日)



町営住宅 入居者を募集します

役場では、次の期間で町営住宅入居者を募集します。入居者は、条件を備えている方から、困窮度などに応じて決定します。

- ▶受付期間/10月2日(月)~10日(火)
- ▶受付窓口/役場建設課管理係・川湯支所
- ▶入居時期/11月中旬~下旬の予定
- ▶入居敷金/住宅料の3倍の額(収入で住宅料が変動)、ただし単身者用は2倍の額

□問い合わせ先/役場建設課管理係 ☎482-2941(課直通)まで。

公募対象住宅一覧表					
住宅の場所・構造	建設年度	規模	月額住宅料	月額共益費	戸数
泉4丁目3番(4軒長屋・平屋)	H26	2LDK	21,900~32,600円	130円	1
川湯温泉4丁目16番(3階建・3階)	H14	2LDK	23,000~34,300円	940円	1
川湯温泉4丁目3番(3階建・2階)※単身者用	H7	1LDK	30,000円	920円	1
川湯温泉4丁目3番(3階建・3階)※単身者用	H7	1LDK	30,000円	920円	2

注1 募集内容を変更することがありますので、あらかじめご了承ください。
注2 各部屋の照明や給湯器、暖房器具などは、入居される方が必要に応じて用意することになりますので、あらかじめご了承ください。

北海道最低賃金

みんなチェック!最低賃金。

時間額

960円

令和5年10月1日発効

北海道内の事業場で働くすべての労働者(会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人)およびその使用者に適用される北海道最低賃金が、左のとおり改定されます。

□問い合わせ先/厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金室 ☎011-709-2311

(内線3533)、または釧路労働基準監督署 ☎0154-42-9711まで。

(広告)

ゲストハウスで弟子屈暮らし体験

ヘルパースタッフ 募集中

紹介 歓迎

条件 男女問わず健康な方
待遇 ホステルに無償で滞在
詳細 最低10日滞在から週18時間程度の業務
ハウスの清掃、チェックイン対応など

お問い合わせ
TESHIKAGA HOSTEL MISATO
☎015-486-9939

(広告)

秋を楽しもう
占い&癒しとハンドメイドイベント

ヒーリング
♡ハート♡
癒しの空間

10月8日(日)
12時~18時

摩周湖ユースホステル
弟子屈町弟子屈原野883-2

主催 waidotto 協力 りもら
08040491533

(広告)

第11回 ふれあい祭り 2023

フリーマーケット 点字たいけん パン、スイーツ

I&M/パトスタジオ 川湯ばやし 緑日コーナー

日時 2023年 **10月15日(日)**
10:00~14:30

会場 弟子屈町 社会老人 福祉センター

Palette 「あおぞら図書館」 紙芝居

主催/ふれあい祭り実行委員会 問合せ/482-4444(藤原)

(広告)

摩周・屈斜路トレイルを一緒に歩きますか?

10/22 SUN 8:00集合 14:00頃解散

集合場所: 屈斜路プリンスホテル
歩く場所: 屈斜路プリンスホテル~奥神村旧道~奥神村 11.5km. 標高約370mを登ります。

参加費: 1,000円(保険料など)
定員: 20名
持ち物: 雨具、飲み物、防寒着、軽食
服装: 歩きやすい服装とトレッキングシューズ、帽子
※足元の悪い道の中を歩きます

申込: 10/17(火)までにメールまたは電話にて
mashukusharotrail@gmail.com
080-5026-5027 (小林)
※お名前(漢字、カタカナ)、性別、年齢、当日連絡のとれる電話番号をお知らせください。

主催: NPO法人てしががトレイルクラブ

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

- 土地の売買・賃借・交換・営業譲渡など、一定面積以上の土地取引に係る契約をした場合には、国土利用計画法の規定により、その土地が所在する市町村に届出が必要です。
- 届出の対象となる面積/
 - ・市街化区域 2千㎡以上
 - ・市街化区域以外の都市計画区域内 5千㎡以上
 - ・都市計画区域外 1万㎡以上
- 届出者/土地の権利取得者(買主等)
- 届出期限/契約締結日から2週間以内
- ※提出期限を過ぎた場合でも、届出書の提出にご協力願います。
- 提出書類/各3部
 - ・土地売買等届出書
 - ・土地売買等契約書の写し
 - ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 - ・土地及びその付近の状況を明らかにした5千分の1以上の図面
 - ・土地の形状を明らかにした図面
 - ・委任状(代理人が届出する場合)

『ハロウィンジャンボ宝くじ』と『ハロウィンジャンボミニ』

『ハロウィンジャンボは、1等・前後賞合わせて5億円!』

『同時発売のハロウィンジャンボミニは、1等・前後賞合わせて5,000万円!』

◆発売期間/9月20日(水)~10月20日(金)まで(売り切れ次第、発売終了)

◆抽選日/10月27日(金)

この宝くじの収益金は、市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など、地域住民の福祉向上のために使われます。(町内では購入できません)

問い合わせ先/役場まちづくり政策課財政係 ☎482-2913(課直通)

罰則/届出をしないと法律で罰せられることがあります。
届出・問合せ先/建設課管理係 ☎0154-4822941

※提出様式や制度の詳細はホームページをご覧ください

